

議第 5 6 号 和解について

1 可燃ごみ用指定袋の供給不足における臨時措置の概要

(1) 臨時措置の経緯

令和 4 年 8 月 3 1 日（水）：取扱店舗における可燃ごみ用指定袋の欠品が発覚

9 月 6 日（火）：受託者から、在庫の不足及び発送の遅れについて報告を受ける。

9 月 1 5 日（木）：受託者から、当面の間、可燃ごみ用指定袋の納品ができない旨の報告を受ける。

9 月 1 6 日（金）：臨時措置の実施（令和 4 年 1 0 月 3 日から同年 1 1 月 3 0 日）を決定

1 0 月 3 日（月）：臨時措置の開始

1 0 月 3 1 日（月）：臨時措置の延長（令和 5 年 3 月 3 1 日まで）を決定

令和 5 年 3 月 3 1 日（金）：臨時措置の終了（予定）

(2) 臨時措置の内容

可燃ごみを排出する際は、指定袋のほか、市販の透明又は半透明の袋を使用することを可能とする。

2 補填金の額

4 7, 9 1 5, 0 0 0 円